

場 所 役 者 守 荘  
 行 町 任 辻  
 発 垣 資  
 岡 垣 町 長

とどいたら、まず、とじましよう

### 7月7日は参議院議員通常

### 選挙の投票日です

選挙は主権者である国民が国政に参加する最大の機会であり投票に参加することが、主権者たる国民の権利であり義務でもありません。隣近所さそいあって投票いたしましう。

一票の自覚がこらくよい未来

住みよい郷土をつくるためあなたの一票を政治に反映させましよう。



捨てません明日のくらしを決める票

情実や義理人情のからだ投票  
 ・買収・供応などの悪い習慣を排除し自由で明るい投票をいたしましよう。

明日からはあなたの一票が政治する

岡垣町選挙管理委員会  
 岡垣町明るい選挙推進協議会

## 明るい参議院

## 選挙推進大会

とき 昭和四十九年五月二十日  
 ところ 福岡市電気ホール

第十回参議院議員通常選挙が近づくにあたり、県内各市町村の選挙啓発関係者と有権者が一堂に会して、次の決意を新たに行なった  
 1、明るい選挙の実現

2、有権者の投票総参加

3、政治意識の向上

この間講演に講師NHK解説委員、岡村和夫氏を招き「参議院選挙の意義」の話があり、各団体代表者の意見発表があり最後に大会宣言を別紙のとおり決議し、街頭PRとして市内をデモした

要な意義をもつものといわねばならない。しかしながら、過去の参議院選挙を振り返ってみるとき、他の選挙に比べ有権者の投票参加は低調であり、又選挙違反もあとを断たず、われわれ明るい選挙の実現を願う者にとって、まことに憂慮にたえない。

われわれ全県下の選挙啓発関係者並び有権者有志は、今回の参議院選挙が多数の有権者の投票参加のもとに、有権の自由な意志に基づいて明るく行われることを念願し、本日「明るい参議院選挙推進大会」を開催し、次の三大目標を掲げ、これが達成に向けて総力をあげて運動を展開することを決意した。

一、明るい選挙の実現  
 二、有権者の投票総参加  
 三、政治意識の向上  
 よって、ここに県内全有権者の理解と、政党及び立候補予定者の自覚と協力を強く要望するものである。

右宣言する。

昭和四十九年五月二十日

明るい参議院選挙推進大会

## 大会宣言

第十回参議院議員通常選挙は、六月十四日公示され、七月七日投票が行われる予定であり、各政党及び立候補予定者はすでに活発な活動を展開している。

昨年石油危機以来、国政の場においては、内政外交の両面にわ

たる多くの政治課題が提起され、各政党ともそれぞれの解決を求めて政策を掲げ、われわれ国民にそ選択を迫っている。

このようなときに行なわれる今回の参議院選挙は、まさにわが国の今後の方向を決定する極めて重

午前7時から  
 午後7時まで



# 運 転 者 と

## 健 康

### 一、栄養のバランスと事故

交通刑務所と一般にいわれている交通事故犯禁錮受刑者の収容所で行なった偏食の調査では、調査人員七十五名中、現在も食べものに好き嫌いのある人は三十四名、今は偏食しないが青少年のころは好き嫌いがあったという人が二十三名であった。

偏食と交通事故との関連は非常に深いと考えられる。どのような型の偏食をしている人がどのような事故を起したかについては、機会があれば調査をされるようだ。

推測であるが粗暴運転、信号無視、追突、いねむり等による事故頻発者は、ビタミンA、ビタミンB<sub>1</sub>の摂り方が足りないのではないのではないだろうか。

偏食をしなくても運転者はどうしても食事時刻が不規則となり、振動、動揺、緊張感等がさらに追打をかけるため、食欲不振となり、外食による栄養の偏りに陥ったりすることが多い。

この点を配慮していたら事故は起こらなかつたであろうに、と残念に思うケースにもしばしば出会うのである。気をつける／＼気をつけ

# 議 会 だ よ り

第三回臨時会は四月三十日招集され、会期は一日と決定、次の議案が可決となる、

議案第二十六号  
岡垣中学校一級防音鉄筋増設工事の請負契約変更について

契約金額の変更  
当初 二七、六二〇、〇〇〇円  
変更 二九、二〇八、〇〇〇円  
(契約増) 一、五八八、〇〇〇円

議案第二十七号  
岡垣中学校、校舎除濕(設備)工事の請負契約変更について

契約金額の変更  
当初 四二、六八三、〇〇〇円  
変更 四三、〇七二、〇〇〇円  
(契約増) 三、八八九、〇〇〇円

議案第二十八号  
岡垣中学校、校舎除濕(建築)工事の請負契約変更について

契約金額の変更  
当初 一三、六二四、〇〇〇円  
変更 一四、一九七、〇〇〇円  
(契約増) 一、五七三、〇〇〇円

議案第二十九号  
岡垣中学校、校舎除濕(電気)工事の請負契約変更について

契約金額の変更  
当初 九、九六一、〇〇〇円  
変更 一一、四〇三、〇〇〇円  
(契約増) 一、四四二、〇〇〇円

留意した事故防止対策が大切である。長距離トラック運転手の声の中でも特に多い訴えは、食事時刻の乱れ、食欲不振、胃が悪い、外食では食事の楽しみがなく、またどうしても偏る等があり、ドライブインに関するものでは、観光地等に偏った場所に多い。

以下次号  
交通栄養学研究室編より  
公 民 館

議案第三十号  
東部地区学習等供用施設新築工事の請負契約変更について

契約金額の変更  
当初 昭和49年3月31日迄  
変更 昭和49年7月31日迄

議案第三十一号  
炭鉱離職者緊急就業対策事業請負契約について

1 契約の目的  
緊急就業湯川線舗装工事  
延長七〇〇米

2 契約の方法 指名競走入札  
3 契約金額 二一、三〇八千円也

4 契約の相手方  
岡垣町大字海老津小西建設KK  
代表取締役 小西直行

5 工 期  
自 昭和四十九年四月十三日  
至 昭和五十年三月三十一日

6 支出科目  
昭和四十九年度一般会計労働費  
議案第三十二号  
産炭地域開発就労事業請負契約について

1 契約の目的  
開就業内補く湯川線改良舗装工事延長五〇〇米

岡垣町大字海老津小西建設KK  
代表取締役 小西直行

5 工 期  
自 昭和四十九年四月二十日  
至 昭和四十九年十二月二十五日

6 支出科目  
昭和四十九年度一般会計労働費  
議案第三十三号

岡垣町公営住宅建設事業請負契約について

1 契約の目的  
公営住宅戸切地地建設工事  
第一種 十二戸  
第二種 四戸

2 契約の方法 指名競走入札  
3 契約金額 四一、七四〇千円

4 契約の相手方  
福岡県中関市栗町二丁目  
代表取締役 山藤勇人

5 工 期  
自 昭和四十九年四月二十四日  
至 昭和四十九年九月三十日

6 支出科目  
昭和四十九年度一般会計土木費  
議案第三十四号

基地周辺民生安定事業高陽く鍋田線(第一工区)舗装工事請負契約変更について

契約金額の変更  
当初 一七、〇〇〇千円  
変更 一七、八九二千円  
(契約増) 八九二千円

議案第三十五号  
基地周辺民生安定事業高陽く鍋田線(第二工区)舗装工事の請負契約変更について

1 契約の目的  
開就業内補く湯川線改良舗装工事延長五〇〇米

岡垣町大字海老津小西建設KK  
代表取締役 小西直行

5 工 期  
自 昭和四十九年四月二十日  
至 昭和四十九年十二月二十五日

6 支出科目  
昭和四十九年度一般会計労働費  
議案第三十三号

岡垣町公営住宅建設事業請負契約について

1 契約の目的  
公営住宅戸切地地建設工事  
第一種 十二戸  
第二種 四戸

2 契約の方法 指名競走入札  
3 契約金額 四一、七四〇千円

4 契約の相手方  
福岡県中関市栗町二丁目  
代表取締役 山藤勇人

5 工 期  
自 昭和四十九年四月二十四日  
至 昭和四十九年九月三十日

6 支出科目  
昭和四十九年度一般会計土木費  
議案第三十四号

基地周辺民生安定事業高陽く鍋田線(第一工区)舗装工事請負契約変更について

契約金額の変更  
当初 一七、〇〇〇千円  
変更 一七、八九二千円  
(契約増) 八九二千円

議案第三十五号  
基地周辺民生安定事業高陽く鍋田線(第二工区)舗装工事の請負契約変更について

1 契約の目的  
開就業内補く湯川線改良舗装工事延長五〇〇米

契約金額の変更

当初 二一、六七九千円  
変更 二二、五三三千元  
(契約増) 一、八五四千円  
議案第三十六号

基地周辺民生安定事業吉木元松  
原線暗渠設置工事請負契約変更に  
ついて

契約金額の変更

当初 二二、四二一千元  
変更 二四、一五一千元  
(契約増) 七三〇千元  
議案第三十七号

基地周辺民生安定事業毛無尾ノ度  
の浦線舗装工事の請負契約変更に  
ついて

契約金額の変更

当初 一一、〇八〇千円  
変更 一二、九八〇千円  
(契約増) 九〇〇千円  
議案第三十八号

基地周辺民生安定事業源十郎ノ元  
松原線改良工事請負契約変更につ  
いて

契約工期の変更

当初 昭和49年3月31日迄  
変更 昭和49年6月30日迄  
議案第三十九号

岡垣町土地開発公社の役員変更につ  
いて

石田三次 理事 新任上末課長  
日南 誠 理事 前任税務課長  
転任

岡垣町土地開発公社の役員の一  
部を人事異動のため変更するもの  
議案第四十号

専決処分承認を求めらるることに  
ついて

地方自治法第一七九条第一項の  
規定によって昭和四十八年度岡垣  
町一般会計補正予算第四号を専決  
処分したので報告し承認を求め  
(地方債の変更によるもの)

報告第三号

町有財産の処分について

海老津字ヒン道一二五九の五

宅地 一〇六五六㎡

昭和四十九年四月二十六日一  
般競争入札

落札金額 六、七七〇千円

落札者 岡垣町吉木六三四

の21

高野 務

報告第四号

開発公社予算及び事業計画につ  
いて

昭和四十九年度岡垣町土地開発  
公社予算及び事業計画を定めたの  
で報告します

訂正

四月十八日町報岡垣第一〇七号中  
議会だよりの議案第九号岡垣町消  
防団員の定員任用給分限及び懲  
戒処分に関する条例の一部を改正  
する条例第四条の定数「一六四」  
名を「一一二」名に訂正いたしま  
す

議会事務局



「超党派で新著を祝う会」

門司 亮氏

「市会、県会、国会の全活動と政  
治理論を大成した」とする。

前代議士、門司亮氏(岡垣町  
吉木出身)の新著「地方自治の一  
断面」の出版記念会が五月二十九  
日、東京、永田町の憲政記念館で  
行われた。(毎日新聞記事から)

門司氏は国会議員として二十五  
年間、地方行政委員を務め、地方  
自治法の権威者で、片山哲氏の言  
を借りれば「門司亮氏の社会主義  
は、頭から入った社会主義ではな  
く、その経歴からもうかがわれる  
ように、要するに身体で知った社  
会主義というか、すべてその体験  
に根ざした社会主義である。若く  
して安部磯雄、吉野作造両先生や  
鈴木文治君の友愛会に入り、以来  
古稀を過ぎた今日まで身をもって  
社会主義を実践してきた。今日多  
くの代議士諸君は、門司君のこと  
を「地方行政の鬼」とも「地方行  
政の生き字引」とも呼んでいる」  
と。門司氏は毎年出身小学校に学  
童圖書の寄贈をされたり、雨傘を  
贈呈されたりしています。今回出  
版の書は第一部は戦前、戦後の衆  
議院本会議での質疑、討論。第二  
部は地方自治の日本的性格や所論

が述べられ、戦後地方財政制度の  
推移に関心ある方々の参考に有益  
な著書であります。ついでながら  
運筆費用を使わずに二十五年間優

社会福祉協議会へ香典

返しとして寄付

位当選された事実が氏の人がらと  
政治的実力を物語っている。著書  
には、戦後の地方財政、「農村は  
なぜ貧乏か」などの著作がありま  
す。

(公民館)



一、高陽区 故中村ハマ殿 81才  
昭和49年5月10日死亡

中村利澄殿より

一、海老津区 故石田善内殿 76才  
昭和49年5月7日死亡

石田和美殿より

一、東海老津区 故藤井義雄殿 73才  
昭和49年5月8日死亡

藤井秀殿より

老人クラブ寿会へ

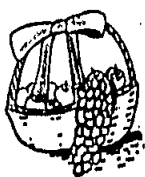
香典返しとして寄付

一、海老津区 故石田善内殿 76才  
昭和49年5月7日死亡

石田和美殿より

一、東海老津区 故藤井義雄殿、73才  
昭和49年5月8日死亡

藤井 秀殿より



# 幼児交通安全

## クラブについて

幼児の交通事故は毎年多く発生しています。その原因を見ると保護者同伴の場合や、自宅の近くでおこっていることが多く、幼児の交通安全は、両親特に母親、その他の保護者が交通安全について認識を十分に深めて幼児の交通安全をはかる責務があります。

専門的、系統的、計画的に行なう「クラブ組織」が必要になるものと思えます。

### 1、対象

三歳から六歳未満の幼児（就園未就園児童）とその保護者（母親を主体とする）をもって組織すること。

### 2、結成の単位

地域に居住するすべての幼児の保護者の連帯感を基礎とし、こ

## 花火遊びに注意

### しまししょう

最近、子供の花火遊びから火災や、これに起因する諸災害が増加し多数の負傷者が発生しています。

次のことに注意して火災の発生等諸災害の防止にご協力下さい。

◎ たくさんの花火へ一度に火をつけないようにしまししょう。

◎ 花火を人や家に向けたり、もえやすい物のある場所ではやめまじょう。

◎ 風の強い時は、花火遊びはや

めまじょう。

◎ 花火をポケットに入れないようにしまししょう。

◎ 花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守りまじょう。

◎ 水バケツを用意しておきまじょう。

火事と救急は一一九番  
早く、正確に知らせま

じょう

遠賀郡消防署

のクラブの結成をはかるものであるから区を単位として結成する。

### 3、活動内容

交通安全教育を幼児と母親双方が参加して、正しい歩き方、交通信号機等の見方など実地に練習する。又実際訓練などの集合訓練をする。

### 4、実践と計画

年間計画をたてること

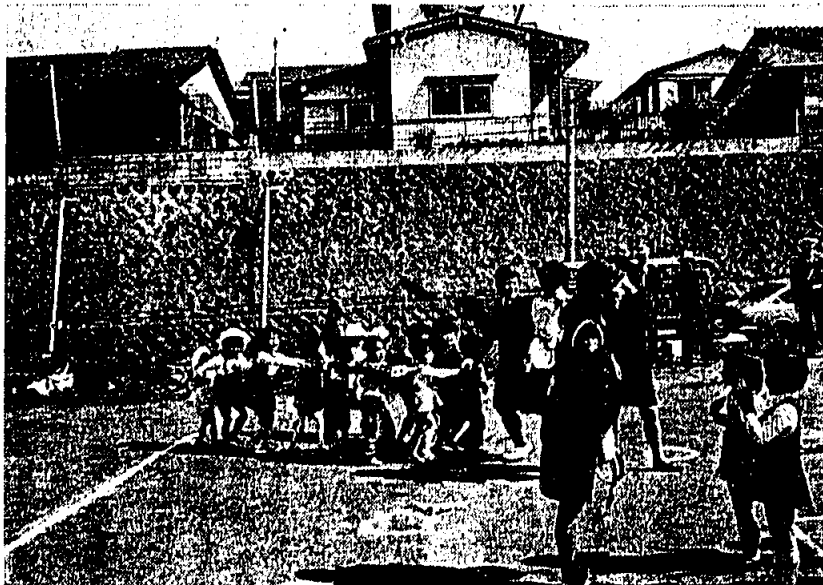
例えば

1、とび出しをしないこと

2、安全な歩き方

3、信号の意味をしらせる

4、横断歩道のわたり方等を実践する



## 岡垣町助役

### 選任される

昭和49年6月10日の定例町議会上において、助役選任を満場一致で議決されました。

助役 小早川 隆 58才

### 助役の経歴

昭和9年3月東筑中学校卒業  
昭和10年3月満洲鉄道入社  
昭和21年10月岡垣町役場に勤務  
土木課長・総務課長・町長室長  
基地対室長・教育委員公事務局長などを歴任、

## バレーボール

### 大会予告

七月十四日区対抗のバレーボール大会を実施します。雨天の場合は、七月二十一日に行います。

全区参加し、体力づくり、又その雰囲気づくり、連帯感づくりにつとめまじょう。

内容は、三十歳以上の部と三十歳未満の部（ただし女性4名以上出場のこと）、ママさんの部で、



九人制、旧ルールで行います。出場チーム数制限ありません。小区でチーム編成できないところは、隣接の区と混成チームをつくってもよい。

試合は、山田小学校の運動場等ですが、試合当日一日だけ運動するのは、危険でもあるし、余り効果がないので、各区ともしつかり練習会をしてください。道具は公民館で貸出します。

公民館

お詫び

町報第百八号の発行に際して、試験中込みの期日よりおくれましてことを深くお詫びします。今後はこのようなことのないよう致しますので御了承下さい。

公民館

卓球大会予告

八月四日(日)区対抗の卓球大会を行いますので、全区出場して大会を成功させましょう。

内容は、団体戦・一チーム男子四人、女子三人。一区から二チーム以上の出場も歓迎します。

少年ソフトボール大会

(予告)

期日 七月二十六日から三日間  
場所 岡中グラウンド  
全区参加して、体力づくりをしてください。

延期の

お知らせ

各区対抗の野球大会は、雨その他の理由によって次の日に実施します。

期日 八月二十八日(日)  
場所 岡中グラウンド  
準決勝  
糠塚、波津  
新海老津B、上畑



孝心者

次郎八 吉木

次郎八は吉木村の人なり、年来山ノ口という役を勤め真実にして山方の筋よく勘弁し、田島八反余持抱え、その外受け作をもして家内の人多く、暮し兄弟の娘どもは奉公に出し、弟廿歳になりけるを世継と定めぬ。その余は、みな幼少なりとぞ。母も程なくみまかりしに、病める時薬用介抱いともいとも手厚く死後追孝の志厚し。父は当年八十五歳になり病みて隊どの外に出でずそのまま病につき煩わしきことあれども更にいとわずねんごろに仕え、増々孝養をつくしけり、又吉木村の浜山松やうく、枯木になりしかば役人等ばかりて年毎に村居の民とも有る限り出で来て松の植継という事をも

個人戦も団体戦後行いますので団体戦に出場しない区からも参加しましょう。中央公民館の卓球場の

開放は、月、水曜十七時から十九時、土曜十三時から十五時、日曜十時から十五時しています。(ただし公民館行事に支障のない時)練習のために大いに利用してください。ラケット、球は各自持ってきてください。

公民館

筑紫還愛集

卷十二より

のするに自ら同様におり立ちて人を励まし且つ、龍ノ口という処極良ければ杉の苗を植えたてにして、やゝ生い繁り今は那郷よりも植継れて是を見廻ることにいとまなきを勤めのわざに心を用いしかば諸人の懐き何くれと志よろしき趣き公に聞し召され天保七年申七月米若干をたまひぬ

(原文のまま掲載)

天保七年は、一三七年前です。吉木村は現在の岡垣町吉木区のことです

町民の動き(五月分)

人 二〇三三五人  
前月との比 増九二人  
世帯 五三四三世帯  
前月との比 増二九世帯

# 岡垣町職員 採用試験公告

## 一、採用予定人員

一般事務職員(事務職員・技術職員)若干名

## 二、受験資格

(1)男性のみとします。

(2)事務職については学歴は問いませんが、技術者については高校の土木科卒又は経験者とする。

(3)年令は昭和24年4月2日から昭和31年4月1日までに生れた者

## 三、第一次試験

### (1)方法

ア教養試験

公務員として必要な一般教養および知能について択一式による筆記試験を高校卒程度で行います。

### イ作文試験

主として文章による表現力について試験します。

### (2)日時、場所

ア日時 昭和49年7月21日(日)

### イ)

9時30分/12時 教養試験  
13時30分/16時 作文試験  
(受付は9時から行ないません)

### ウ)

岡垣町役場

岡垣町役場

## 四、第二次試験

### (4)口述試験

(4)日時、場所

昭和49年7月28日岡垣町役場で行ないます。

## 五、合格発表

(1)第一次試験の合格発表は昭和49年7月24日に役場公示板に掲示するほか合格者に通知します。

(2)第二次試験の合格発表は昭和49年7月31日に岡垣町役場公示板に掲示するほか合格者に通知します。

## 六、合格から採用まで

(1)最終合格者は採用候補者名簿に登載します。ただし採用時(昭和49年8月上旬)に職務遂行に必要な健康度を町長が指定する医師の健康診断書の提出を求め、その結果によっては採用を取り消すことがあります。

## 七、受験手続および受付期間

### (1)申込先

岡垣町役場総務課人事係

(2)初任給は高校卒者で四万七千五百円です。このほか扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤動手当などが支給されます。

(3)この試験の問い合わせは岡垣町役場総務課人事係(電話09328②1211)でお答えします。

## (2)受付期間

昭和49年6月24日(月)～昭和49年7月10日(水)

(平日8時30分から17時まで  
土曜日は12時まで)

郵送による場合は7月8日までの消印があるものに限り受付します。

## (3)申込の方法

申込用紙は岡垣町役場人事係で交付を受け、必要事項を記入して提出ください。申込用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、20円切手をはった「あて先」明記の返信用封筒を同封して下さい。

## 八、その他注意事項

(1)第一試験の当日には写真(タテ6cm×ヨコ4.5cm)を受験票にはって受験下さい。写真がないと受験できません。

(2)受験日に出頭しないときは受験を放棄したものととして処理します。

# 相続税の あらまし

人が死亡すると、その人が持っていた財産や債務を相続人が引き継ぎます。これを相続といいますが、相続によって財産をもらったときには相続税がかかります。相続税の計算は次のようにして行います

一、相続人など財産をもらった人の課税価格を計算し、それを合計します。課税価格の合計額は、通常遺産総額から債務と葬式費用を差引いたものと一致します。

二、課税価格の合計額から、遺産にかかる基礎控除額と配偶者控除額を差引いて、課税される遺産額を算出します。基礎控除額は二〇〇万円に法定相続人の数をかけた金額と六百万円との合計額です。配偶者控除額は六十万円に婚姻期間から十年を差引いた年数をかけた金額で、六百万円が限度です。

## 三、二、で計算した課税される遺産額を、各相続人が法定相続分に応じて取得したと仮定して、各相続人の取得価額を計算し税額を求めます。この求めた税額の総額が相続税の総額となります。

四、各相続人が納める税額は相続税の総額を、各相続人が実際にもらった遺産額に応じてあな分したものです。なお相続により財産をもらった人が、被相続人の配偶者、子、父母、以外の人である場合は、二割増しをした金額がその人の納める税額となります。

五、相続人が配偶者や未成年者、心身障害者等の場合には税額から一定額が差引かれます。尚詳細は税務署、又は役場迄問合せ下さい。

# 県警からのお知らせ

警察への要望、意見は県警ダイヤル

092、781、0221番へ

県民のみなさんの期待と要望にこたえ、「よりよき県民の警察」を目標に、警察本部広報課に広聴専

用電話(県警ダイヤル)を設置しております。

警察への「要望」「意見」「問い合わせ」に御利用ください。みなさんの「声」を大切に、要望にこたえたいと思います。

